

# 鴻巣市 地域連携ネットワーク事業 ガイドライン

～「つながり 重なり 支え合う 地域共生のまち 鴻巣」を目指して～



鴻巣市健康福祉部福祉課 地域共生担当

令和8年3月

# 1 地域連携ネットワークの目的

近年、地域や家族などのつながりが希薄になっていく中で、生活様式の変化・多様化により、生活課題も複雑化・複合化が進み、単一の専門分野の制度利用や支援だけでなく、様々な支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が必要不可欠となっています。

こうした中、国では「地域共生社会の構築」を目標に、個人の尊厳と多様性が尊重され、多様な背景や生活様式を持つ市民が地域の中で共存していく社会を目指しています。

これを受け、本市では、誰一人取り残されず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現するため、必要な支援にスムーズにつなぐことを目的に、市、民間事業者(団体)、相談・支援機関などが連携した「地域連携ネットワーク」を構築します。

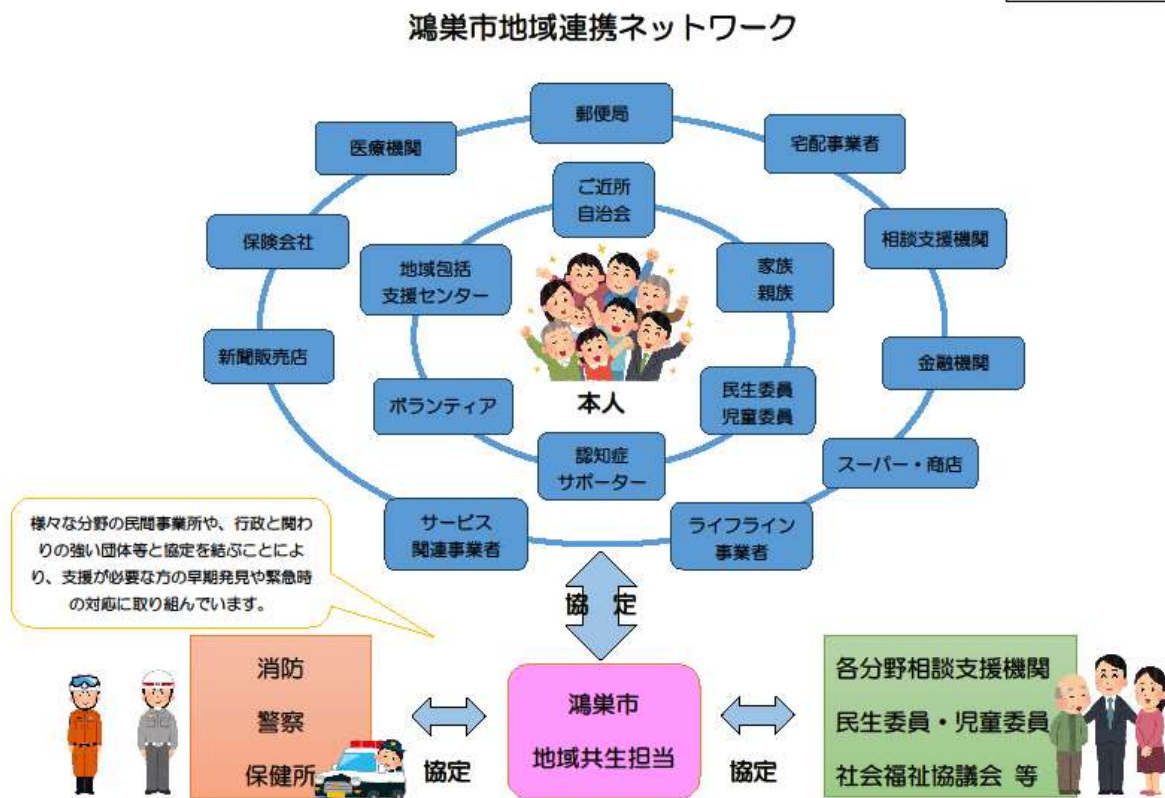
# 2 地域連携ネットワークとは

平成18年4月、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、その中で、関係支援機関との連携協力体制の整備が義務づけられ「鴻巣市要援護高齢者等支援ネットワーク」を設置しました。

その後、社会福祉法の改正により、包括的支援体制の整備に努めることが義務付けられ、本市では令和7年4月から重層的支援体制整備事業を実施してきたところです。

そこで、ネットワークでの支援対象を「要援護高齢者等」から「支援が必要な地域住民」に拡充し、日頃、市民に接する機会のある民間事業者(団体)の皆さんが、日頃の見守り等において何らかの“異変”に気づいた際に、各相談窓口へ情報提供いただく等の地域協力のネットワークを構築するものです。

イメージ図



### 3 見守り等における異変を発見するポイント

以下は、自宅の様子や本人の様子から、異常事態の可能性がある場合の具体例です。

なお、これは一例であり、必ずしもこれに該当したら異常事態というわけではありませんが、日頃の様子と比較して異変が感じられる、または気になる様子や心配な様子があれば、4ページを参照し、連絡又は通報してください。

#### 本人の様子

- 今まで挨拶をしていた人が、最近挨拶をしても返事をしてくれなくなった
- 話がかみ合わなくなった、同じ話を何度もするようになった
- 以前に比べて痩せている、極端に痩せている
- 顔色が悪い、具合が悪そうに見える
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている
- 異臭がする



#### 自宅の様子（外観）

- 郵便物や新聞が何日分も溜まっている
- 同じ洗濯物が数日に渡り干してある
- 雨戸やカーテンが何日も前から閉まっている
- 室内の電気がついた状態、または夜間でも電気がつかない状態が何日も続いている
- 以前と異なり、草木が伸びて手入れされていない状態が続いている
- 住人の姿を見かけない（見かける頻度が少なくなった）
- 怪しい業者が度々来ている
- 大量の虫やハエなどが発生している
- 夏場でもエアコンの室外機が動いていない
- 自宅の庭に大量のごみが放置されている



#### 自宅の様子（自宅内）

- 通常考えられる以上に、自宅内が散らかっている（ゴミ捨てが出来ていない様子等）
- ライフライン（電気、ガス、水道等）が止まっている
- 知らない人の名刺や請求書がある（消費者被害等のおそれ）
- 同じ商品を大量に購入して管理ができていない様子がある

## 虐待の気づき

※意図的に行われているか否か、また養護者（児童、高齢者及び障がい者を現に養護する者）が自覚しているか否かは問いません

### 【本人の様子】

- 家の中から怒鳴り声や泣き声が聞こえる
- あざなどがあり暴力を受けている様子がある（不自然な傷や打撲のあと）
- 清潔感のない（洗濯されていない）衣服を着ている。
- 話しかけても視線をあわせない
- 外で見かけなくなった
- 生活費が足りないなどお金のことで相談があった

### 【家族の様子】

- 本人を他人に合わせようとしめない
- 一人で抱え込み介護や世話に疲れている様子が伺える
- 子育てに拒否的、無関心

### 【虐待の種類】

※殴る、蹴るだけが虐待ではありません！！

埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を下記の5つの類型に定めています。

虐待の内容	具体例
身体的虐待	殴る、蹴る、やけどを負わせる、手足を縛る、薬を過剰に飲ませる、戸外に締め出す
ネグレクト (放置・放棄)	水分・食事を十分に与えない、入浴をさせない、劣悪な住環境で生活させる、必要な医療・福祉のサービスを受けさせない
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、話をかけても無視する、子供の目の前で家族に対して暴力をふるう
性的虐待	わいせつな行為を強要する、わいせつな映像等を見せる
経済的虐待	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の年金や財産を無断で使用したり処分したりする

## 4 異変発見時の連絡・通報、対応の流れ

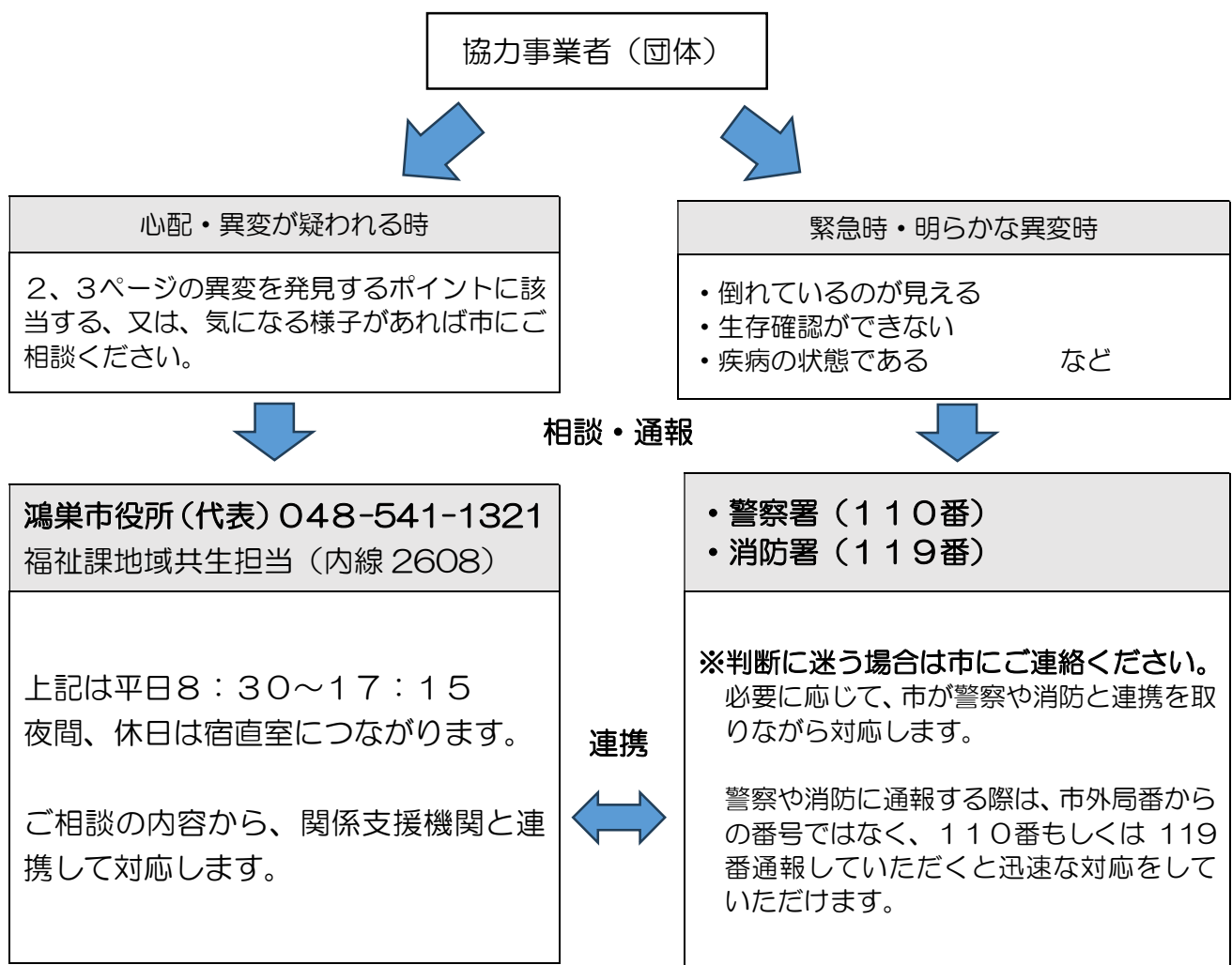
### (1) 連絡・通報

業務中や活動中等に異変を発見した場合は、下記イメージ図にしたがって連絡または通報をお願いします。

連絡や通報の際は、対象者の住所、氏名、同居家族の有無や連絡先、異変の状況などをわかる範囲でお伝えください。

市にご連絡をいただいた場合でも、聞き取った状況から救命措置や緊急な対応が必要と思われるような場合には、救急要請（119番または110番通報）を依頼する場合があります。

### 連絡・通報までのイメージ図



### 通報者へ配慮

協力事業者の通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、通報の対象者に生じた問題について、その責任を問われません。

## (2) 状況確認・緊急対応

連絡・通報を受けた市の担当部署、もしくは警察や消防が対応します。

救急要請をしていただいた場合は、状況により、救急隊等の到着をお待ちいただく場合もあります。その後は、必要に応じて消防や救急と市が連携をして対応いたします。

なお、通報後に業務や活動に戻った後であっても、対象者がお亡くなりになっていた場合などは、警察から発見時の状況について確認の連絡が入る場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、市へご連絡いただいた場合、市が、本人の各種サービスの利用状況や、日ごろの支援者などから、直近の状況の確認を行います。確認の結果、問題ない（例：出かけている、入院中であるなど）と分かった場合は、対応終了となります。

## (3) その後の支援

連絡・通報があった世帯に対し、必要に応じて地域包括支援センターや庁内関係部署、関係機関などにおいて継続的な支援を行います。

また、民生委員・児童委員等による見守り活動に繋がります。

協力事業者や団体の皆様におかれましては、従業員の皆様や構成員の皆様にも本事業の趣旨をご説明いただき、日々の業務や活動の範囲内で見守り活動へご協力いただきますようお願いいたします。

### ◎相談および通報時の個人情報の保護・取り扱いについて

個人情報保護法には、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人情報を取り扱うことができるとした、個人情報の目的外利用の規定があり、異変を察知した際の連絡や通報等をいただいた方の個人情報も併せて保護しますので、安心して連絡や通報等をしてください。



### 【問い合わせ】

鴻巣市役所 健康福祉部 福祉課地域共生担当

〒365-8601 鴻巣市中央 1-1

電話 048-541-1321 (内線2608)

FAX 048-541-1328



## 【参考】各相談内容に応じた相談先

鴻巣市地域連携ネットワークの協力事業者や団体の皆様が、業務中や活動中に、市民の方から様々な相談を受けたり、相談先を聞かれたりする可能性があります。

その場合は、下記の相談支援機関を参考にしてください。

### ○ 高齢者に関する相談窓口

機関名	電話番号	担当地区
地域包括支援センター 川里苑	048-569-2650	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曾根・赤城・赤城台・新井・上会下・北根・屈巣・境・関新田・広田
地域包括支援センター こうのとりの	048-596-2223	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東
地域包括支援センター 彩香らんど	048-595-3331	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
地域包括支援センター まむろ翔裕園	048-540-0294	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町・人形
地域包括支援センター 吹上苑	048-548-8991	榎戸・大芦・鎌塚・北新宿・小谷・三町免・下忍・新宿・筑波・荊原・吹上・吹上富士見・吹上本町・袋・前砂・南・明用
介護保険課	048-541-1321	市内全域

### ○ 障がい者に関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
障がい福祉課	048-541-1321	障がい福祉に関する相談
生活相談支援センター シャローむ (身体・知的)	048-598-7099	
生活支援センター 夢の実(精神)	048-501-8613	

### ○ 子どもに関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
こども家庭センター「ここの巣」	048-541-1894	子育て全般・こどもからの相談及び虐待に関する相談
子育て支援課(母子保健担当)	048-543-1562	産前・出産・産後の相談

○ 教育相談・不登校に関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
鴻巣市教育委員会 学校支援課	048-544-1214	教育相談・就学相談
鴻巣市立教育支援センター（LET'S）	048-569-3181	

○ DVに関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
やさしさ支援課	048-541-1321	DV相談

○ 消費者被害・消費生活に関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
鴻巣市消費生活センター （やさしさ支援課）	048-541-1321	消費生活相談、多重債務 相談

○ 生活困窮に関する相談窓口

機関名	電話番号	相談範囲
福祉課	048-541-1321	生活保護の相談
生活困窮者自立相談支援センター （鴻巣市社会福祉協議会）	048-597-2100	生活困窮者の相談（生活 の不安や困りごとに関する こと）